



山中湖からの富士山
2021年1月撮影

コロナ後が見えてきました (縮小 控えめ 冷静)

コロナ発症から1年。ますますその感染が拡大し、いったいどこまで？となってきました。不安は尽きません。世の中の困窮は計り知れません。

しかし、このコロナ禍において好調な業種も中にはあります。

そろって停滞・下降ではありません。家族の絆も生まれました。

さてこれからどうなっていくのでしょうか？どうしたら良いのでしょうか？

一言で言えば、“需要の限界点（飽和点）に達し、これ以上の需要を作り出すのは困難だ”ということ、とすれば供給側もそれに応じた供給で足りるわけです。

例えば今の80%の経済規模で供給が足りるとすると、20パーセント余分な訳です。

そこで働いている人はどうなるの？となるわけです。

これは何も製造業・サービス業にとどまりません。大学など縮小の最たるものでしょう。塾もそうです。小さな政府でなくてはなりません。

政府の成長戦略が発表されました。拡大強調する分野に、いわゆる環境・グリーン政策があります。エネルギーです。そしてデジタル化の分野も。

あと10年でどう変貌できるか。2030年までです。少子化のもと強力なエンジンが必要です。そして私たちの意識改革も。（本当の豊かさをもとめて）

さて、まとめてみますと拡大の時代ではありません。縮小・専門化・控えめで強靱・そして冷静沈着です。スクラップ&ビルドは新たな希望でもあります。

2021年度税制改正 住宅ローン控除の期間延長と面積要件緩和！

今回の税制改正で注意すべき点は2つ。

- ① 住宅ローン控除の期間延長の特例が延長 ②住宅ローン控除の広さ要件が緩和

この改正により、減税効果がぐっと高まりました。2021年にマンションや戸建てを購入される方には朗報です。



税務関係書類の押印廃止、確定申告書への押印不要に

●背景&目的

新型コロナウイルス感染拡大防止・予防のための新しい生活様式への移行、今後急速に発展するデジタル社会への対応、行政手続の更なる利便性向上を目的としています。

具体的には、提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、一定の税務関係書類を除き押印を要しないこととするというものです。

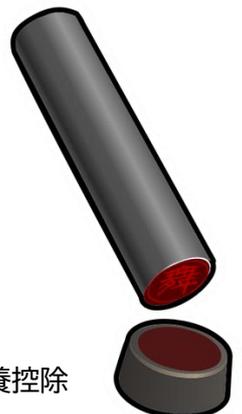
ここでいう押印手続きが存続する「一定の書類」とは、

- 1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類。
- 2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類。

押印が廃止される主なものは、認印で提出していた以下の書類になります。

確定申告書、修正申告書、更正の請求書・給与所得者の保険料控除申告書・給与所得者の扶養控除等申告書・国税、地方税の各届出書・申請書・延納申請書、物納申請書

上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。



令和 2 年分所得税の確定申告について

所得税の確定申告は、前年 1 月 1 日～12 月 31 日までの 1 年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

確定申告をする必要がある方、する必要はなくても申告すれば還付を受けられる方、それぞれ申告準備はお早めをお願いします。令和 2 年分の確定申告は、新型コロナウイルスの影響により例年と異なることもあります。以下ご注意ください。



●申告期限について

昨年は、申告期限が 1 か月伸びて 4 月 15 日までとなりましたが、**今年は 3 月 15 日(月)まで**です。

国税庁では、電子申告(e-Tax)による申告を推奨しておりますが、税務署の確定申告会場にて相談・申告をされる方については、混雑緩和を図るため、今年は、「入場整理券」が必要になります。「入場整理券」は当日会場で配布される他、LINE の国税庁公式アカウント(右側 QR コード)から事前取得することもできます。



●給付金、助成金の扱いについて

新型コロナウイルス関連の給付金、助成金等についての扱いは以下のとおりとなります。

【非課税となるもの】	【課税となるもの】
○10 万円の特別定額給付金	○持続化給付金
○子育て世代への臨時特別給付金	○家賃支援給付金
○低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	○雇用調整助成金
○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	○感染拡大防止協力金
○学生支援緊急給付金	○小学校休業等対応助成金・支援金、など
○新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金、など	↓
	※これらは、原則として事業所得の収入となります

● 緊急事態宣言に伴う協力金・一時金

(1) 緊急事態宣言に伴う、飲食店等の時短営業に対して感染拡大防止協力金が支給されます。

(神奈川県の場合)

●対象店舗…5 時～20 時までの時短営業に協力した飲食店等(酒類の提供は 11 時～19 時)

●対象期間…1 月 12 日(火)～2 月 7 日(日)

●協力金…時短営業を開始した日から 2 月 7 日までの連続した日数×6 万円(2 月 7 日まで連続していないと対象になりません)

(2) 飲食店以外でも、緊急事態宣言に伴い飲食店との取引減少等により売上が激減した中小事業者に対して、一時金が支給されます。

●対象事業者…緊急事態宣言発令地域等の飲食店と直接間接の取引がある飲食関連事業者、または外出移動の自粛の影響を受けた旅館、土産物屋、観光業者等のうち、

令和 3 年 1 月または 2 月の売上高が対前年比 50% 以上減少した中小事業者

●支給額…最大で法人 40 万円、個人 20 万円(前年 1 月 2 月の収入をもとに計算)



(1)(2)ともに、具体的な受付時期、申請方法についてはまだ公表されておりません(1 月 25 日時点)。今後の報道にご留意ください。

はじめましょう
情報セキュリティ！

SECURITY
ACTION



八幡社労士・情報処理安全確保支援士より、
“情報処理推進機構(IPA)のSECURITY ACTION”
について案内いただきました。
普段から情報セキュリティ対策は取られていると思いますが、今一度確認してみたいはいかがでしょうか。

SECURITY ACTIONとは、中小企業が情報セキュリティに関する取り組みを行っていることを自分で宣言する制度です。

まずは★一つ星(セキュリティ対策自己宣言)の要件である「情報セキュリティ5か条」に取り組んでみましょう。

《情報セキュリティ5か条》

1. OS やソフトウェアは常に最新の状態にしよう
2. ウイルス対策ソフトを導入しよう
3. パスワードを強化しよう
4. 共有設定を見直そう
5. 脅威や攻撃の手口を知ろう



取り組みができれば、名刺やHPなどでロゴマークを使ってアピールすることができる他、IT導入補助金の申請資格を得られるなどのメリットもあります。

一つ星ができれば、★★二つ星にも挑戦してみましょう。詳細は担当スタッフまたはIPAのホームページまで。

こどもホスピスができる（嬉しい）でも悲しい



横浜にこどもホスピスができる。
生まれ出でて重大疾患により限られた人生、
それも極めて短い。
この世に在籍する時間こそゆっくり、楽しく、
過ごして…との願いから開設。
確実に、間もなく去っていくこども。
思い出造りの親御さん
はしゃぐこどもを見て涙する。

あまびえさん



江の島 モザイクランプとアジア雑貨の店
roostfigret 社長作品（非売品）

=さわやか土曜塾=

人生・家庭・職場の羅針盤

令和3年2月13日土曜日のさわやか土曜塾は、長引く新型コロナウイルスの蔓延による影響を鑑み、残念ながら中止とさせていただきます。

何卒ご了承くださいませ。

★詳細は佐藤・加藤まで

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町1-1-2 クロスポイント湘南6F

TEL 0466 (36) 0627

FAX 0466 (33) 4892

URL : <https://www.ukuta.net/>

** 編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております **
お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせください。